



特集

「貯蓄から投資へ」を促進 「少額投資非課税制度」

Nippon Individual Savings Account

平成**26**年**1**月からスタート

「少額投資非課税制度」、通称「NISA（ニーサ）」は、投資金額の上限を毎年100万円とし、その配当金や譲渡益などを最長5年間非課税にする制度。すでに専用口座の開設が10月から可能となり、平成26年1月から導入される。本制度の概要や目的、証券、銀行の各業界の取り組みを紹介する。

取材・文／向山勇 風間立信

新しい投資優遇制度「NISA」とは？

—株式投資などで得られた配当や譲渡益が非課税になる制度—

平成26年1月から NISA制度がスタート

通常、株式や投資信託等から得られた配当や譲渡益は所得税や住民税の課税対象となる（本来は税率20%適用。平成25年12月末までは特例措置で10%に軽減）。NISA（少額投資非課税制度）は、証券会社や銀行等の金融機関でNISAの非課税口座を開設し、その非課税口座内に受け入れた上場株式や株式投資信託等で得た配当や譲渡益等が非課税となる制度である。

非課税口座内に受け入れることができる株式等は年間100万円まで、非課税期間は非課税口座内に設けられた「非課税管理勘定」（金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するために非課税口座内において各年に設けられる勘定）ごとに最長5年間で、平成26年から平成35年までの10年間、毎年非課税管理勘定を設定できる。NISAは平成26年1月から開始され、「非課税適用確認書」（後述）の交付申請の手続は平成25年10月から開始されている。

非課税口座は、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者で、非課税口座を開設しようとする年の1月1日において20歳以上であれば開設することができる。

NISAの対象となる主な金融商品は以下のものである。なお、金融機関によって取り扱う商品に違いがあるので、詳細は非課税口座を開設しようとする金融機関に確認すること。また、NISAによる非課税の対象となる配当等は、非課税口座を開設する金融機関（支払の取扱者）を経由して受け取る配当等に限定されているので、上場株式等の発行者から直接投資者が受け取る配当等は課税扱

いとなる。

- ①株式、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権、特定受益証券発行信託の受益権及び新株予約権付社債のうち、国内外の金融商品取引所に上場されているもの
- ②公社債投資信託以外の公募証券投資信託（いわゆる株式投資信託）の受益権
- ③特定投資法人の投資口

また、NISAの非課税口座は、「勘定設定期間」（非課税口座内に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間）ごとに、1人につき1つの金融機関でのみ申し込み・開設することができる。一旦、金融機関において非課税口座を開設すると、最長4年間は他の金融機関に変更することはできなくなる。

例えば、平成26年1月1日に非課税口座を開設した場合は、平成29年12月31日までの4年間は他の金融機関で非課税口座を開設することはできないことになる。なお、同じ金融機関の中で取り扱いの支店等を変更することは可能である。

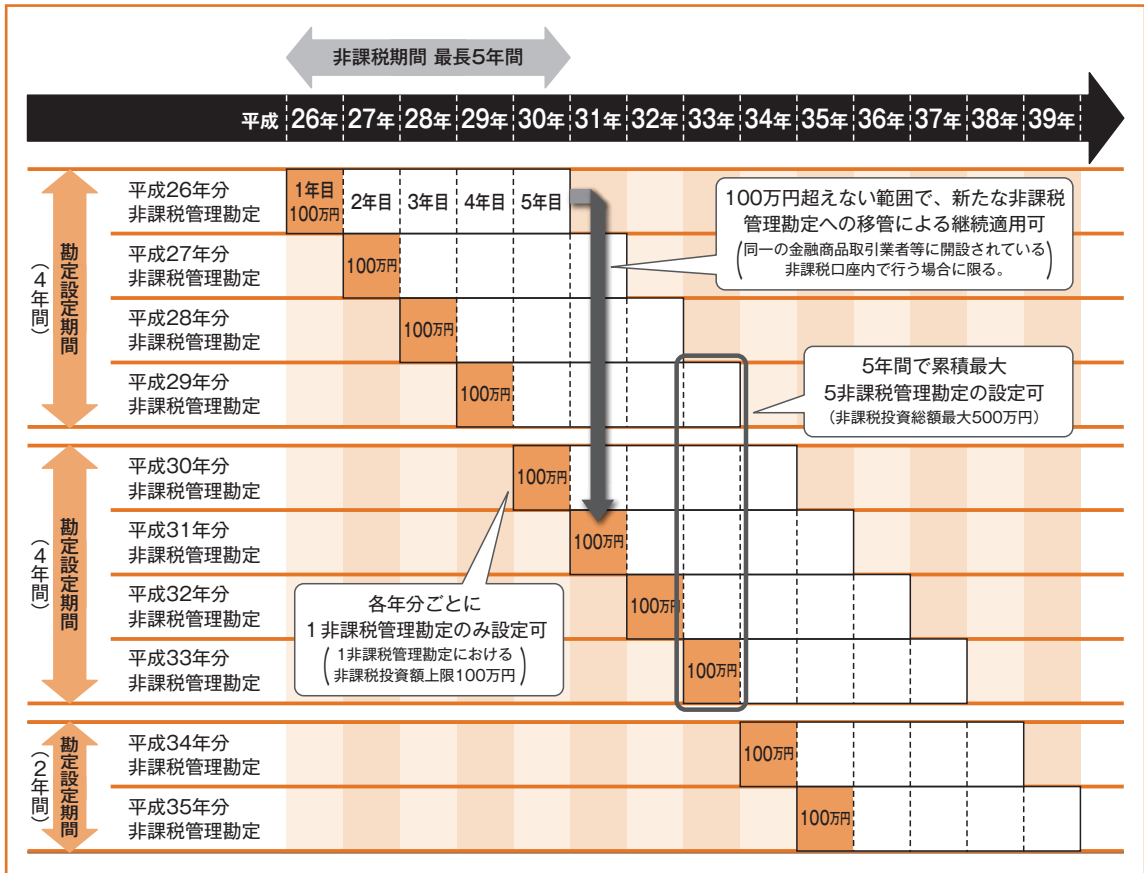
COLUMN

NISAは英国のISA（Individual Savings Account＝個人貯蓄口座；アイサ）の仕組みを手本にしている。1999年より導入された制度で、英国国民の約4割が利用しており、資産形成や貯蓄の手段として広く定着している。NISAのNは日本（Nippon）の頭文字で、「N+ISA」という意味あいがある。

NISAの概要

非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者（対象者）	口座開設の年の1月1日において満20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
非課税管理勘定 設定数	各年分ごとに1非課税管理勘定のみ設定可 (勘定設定期間ごとに1金融商品取引業者等に限る。ただし、勘定設定期間が異なれば、同一の金融商品取引業者等である必要はない)
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額（①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額）は100万円を上限 ※未使用枠は翌年以後繰越不可
保有期間	最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
非課税投資総額	最大500万円（100万円×5年間）

制度イメージ



出典元：国税庁

NISAの非課税口座開設は金融機関を通じて手続き

NISAの非課税口座を開設するには、まず、非課税口座を開設したい金融機関に「非課税適用確認書の交付申請書」及び「基準日における国内の住所を証する書類」を提出する。

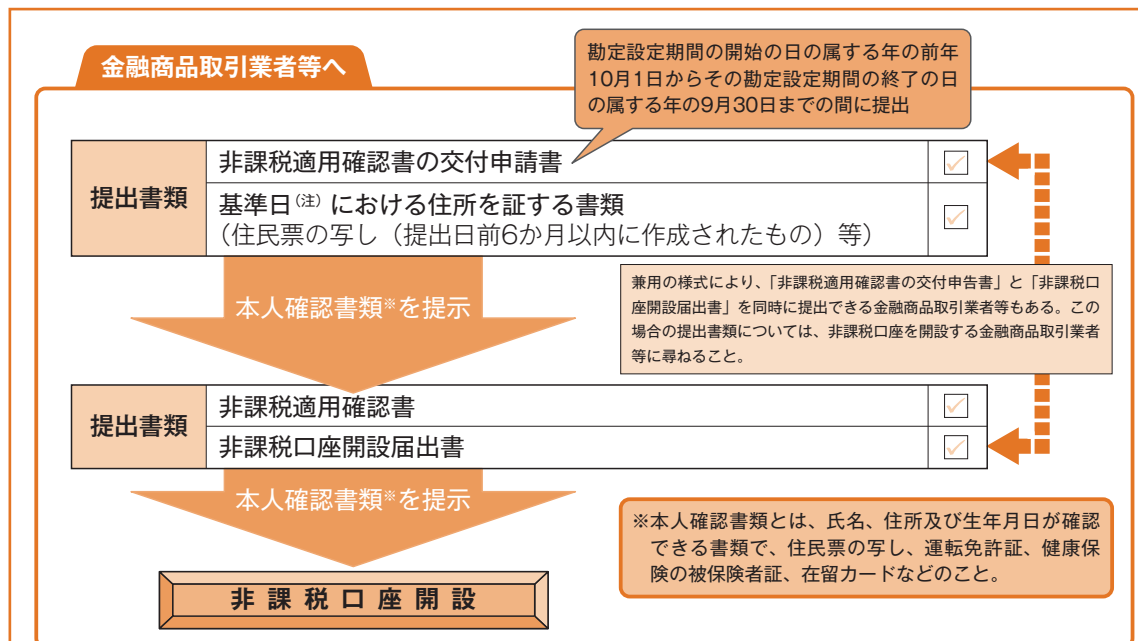
「基準日における国内の住所を証する書類」とは、基準日における国内の住所の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けたもので、金融機関に提出する日前6か月以内に作成された住民票の写しや戸籍の附票の写しなどの書類をいう。基準日とは、平成26年1月1日から平成29年12月31日の間に非課税口座を開設する場合には、原則として平成25年1月1日となる。

その後、税務署から交付申請書を提出した金融機関を経由して「非課税適用確認書」が交付され、「非課税適用確認書」と「非課税口座開設届出書」を金融機関に提出すれば開設される。

「非課税適用確認書の交付申請書」と「非課税口座開設届出書」は、1度の手続きで非課税口座を開設することができるように、通常は金融機関において、これらの書類を1つの様式（兼用様式）にして、最初に金融機関に交付申請書を提出する際に、「非課税口座開設届出書」も提出できるようにしている。

なお、金融機関が税務署に非課税適用確認書の交付申請の手続きを行ってから、非課税適用確認書が金融機関に送付されるまでには、通常、約4週間から6週間程度かかる見込みである。

NISA口座の開設手続の流れ



(注) 勘定設定期間及び各勘定設定期間に対応する基準日は、以下のとおり。

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

NISA 導入の背景と目的

—資産形成と「貯蓄から投資へ」の流れを促進—

NISAは、投資金額の上限は年間100万円だが、非課税となる配当や譲渡益に上限額は設けられていない。最大限活用すれば最長14年間（平成26～39年）、このメリットを享受できることになる。NISA導入は、投資への関心を高めるとともに、次のようなことが期待されている。

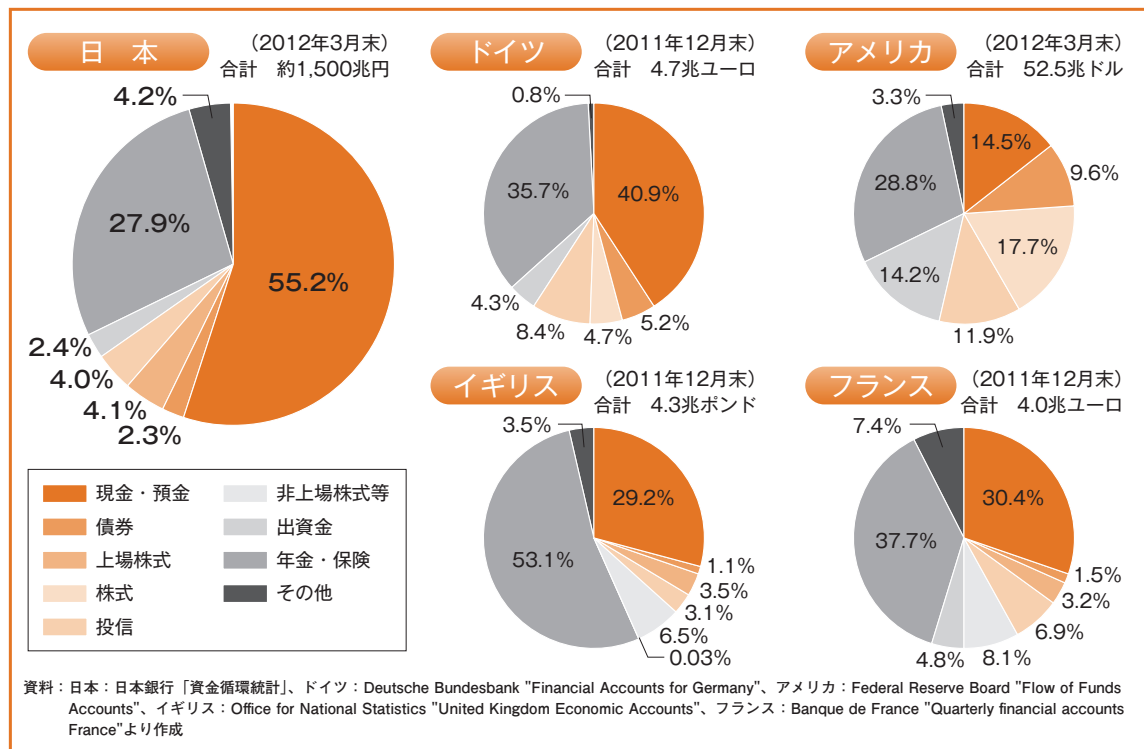
一つ目は、将来への備えとなる資産づくりの促進（家計の安定的な資産形成の支援）。将来の生活への備えとなる預貯金や株式、投資信託、保険など金融資産を全く保有していない「金融資産ゼロ世帯（二人以上世帯）」が年々急増しており、4世帯のうち1世帯という割合（平成24年）を占めている。NISA導入をきっかけに、若い世代

をはじめとする人々が、将来に向けた資産形成に取り組むことが期待されている。

二つ目は、経済成長に向けた家計の金融資産の有効活用（家計からの成長資金の供給拡大）。国内において家計全体が保有する金融資産は1500兆円に上るが、そのうち預貯金が占める割合は半数以上で、下図のように、他国と比べ突出して高くなっている。

そこで、NISAにより「貯蓄から投資へ」の流れが促進され、家計から株式上場企業への資金供給が拡大することで経済が成長するとともに、家計も潤い、さらなる投資につながるという好循環を生み出すことが期待されている。

家計に占める現金・預金の国際比較



NISA Q & A 国民の皆さんが気になる疑問にお答えします！！

Q NISAの申込みを家族分まとめて行う場合は、「基準日における国内の住所を証する書類」は1通でいいですか？

A NISAにおける非課税口座の開設については、基本的には、申請者一人ひとりがそれぞれ手続をする必要があり、「基準日における国内の住所を証する書類」も申請者ごとに金融機関へ提出していただく必要があります。

Q 複数の金融機関にNISAの口座開設の申し込みをしてしまいましたが、どうすればいいですか？

A 複数の金融機関に口座開設を申し込んでしまった場合、希望する金融機関を1つ選んでいただき、他の金融機関に対しては、NISAの非課税口座の開設申し込みの取り消しを申し出てください。なお、金融機関で非課税口座が開設された後は、非課税口座の開設を取り消すことはできません。

Q 複数の金融機関へ非課税口座開設の申し込みを行い、特に取り消しの手続を行っていないのですが、その場合はどうなりますか？

A 複数の金融機関に申し込みを行った場合、各金融機関から税務署に対して非課税適用確認書の交付申請の手続が行われることとなりますが、税務署では、各金融機関のうち最初に交付申請の手続を行った金融機関に「非課税適用確認書」を送付し、その他の金融機関には「非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知書」を送付することとなります。

Q 現在、特定口座や一般口座で保有している上場株式等を非課税口座に移管して非課税措置の適用を受けることができますか？

A 特定口座や一般口座で保有する上場株式等を非課税口座に移管することはできません。

Q NISAの非課税口座は、投資額が年間100万円までですが、例えば、年間50万円までしか上場株式等を購入しなかった場合、残りの50万円を翌年に繰り越して使用することができますか？

A その年の未使用枠（この場合は50万円）を翌年に繰り越して使用することはできません。また、非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した後、売却部分の枠を再利用することもできません。

Q NISAの非課税口座で発生した譲渡損失と、特定口座や一般口座での譲渡益との損益通算や、その損失の繰越控除はできますか？

A 非課税口座に受け入れた上場株式等を売却した際に、譲渡損失が生じた場合において、その譲渡損失については、他の特定口座や一般口座での譲渡益と損益通算することや、繰越控除することはできません。

Q 2年間の海外勤務のため出国することになりましたが、NISAの非課税口座はそのまま存続できますか？

A 出国により、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合には、出国日の前日までに非課税口座を開設している金融機関に「出国届出書」を提出しなければなりません。「出国届出書」が提出された場合は、非課税口座は出国の日に廃止されることとなります。また、海外勤務を終えて帰国した際に、再び非課税口座を開設したい場合でも、出国日（非課税口座の廃止日）の属する勘定設定期間内においては、再び非課税口座を開設することはできません。



証券・銀行業界の普及促進活動

— 10月1日の申請開始時点で322万件の口座開設を見込む —

証券業界および銀行業界はNISAの愛称が決まった平成25年4月末以降、制度普及、口座獲得活動を積極的に行っている。口座開設は1人1口座に限られているため、各金融機関は、早期にアピールした方が有利であるという事情もある。

日本証券業協会が実施した「個人投資家の証券投資に関する意識調査」(平成25年9月17日公表)によると、証券保有者のNISAの認知度は高い。「内容まで知っている」と「内容は知らないが聞いたことがある」を合わせると74.6%に達し、ほぼ4人中3人がNISAの存在を認知している。

また、「利用したいか」という問いには「利用

したい」と「まあ利用したい」を合わせると49.5%となり、ほぼ2人に1人が利用したいと考えている。NISAのメリットに一定の評価が得られていることがわかる。

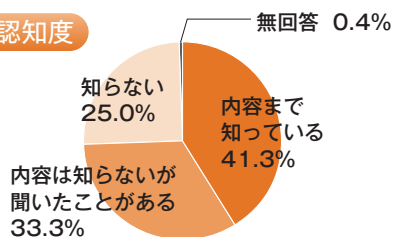
また、NISA口座で投資を行う際の資金は、「株式、投信、公社債を売却して確保」という人が48.9%(複数回答)と最も高いものの、「預貯金」も44.0%と高く、「月々の収入・ボーナス」も19.5%あるなど、貯蓄から投資への流れも期待できそうだ。

利用目的は「老後の資金づくり」(51.1%)が最も多く、「生活費の足し」(40.9%)、「耐久消

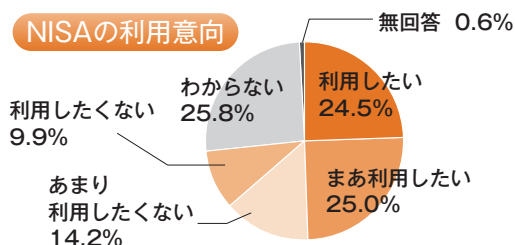
NISAの認知度、利用動向など

<日本証券業協会の「個人投資家の証券投資に関する意識調査」より>

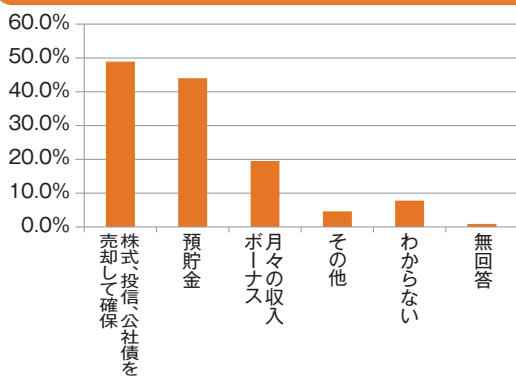
NISAの認知度



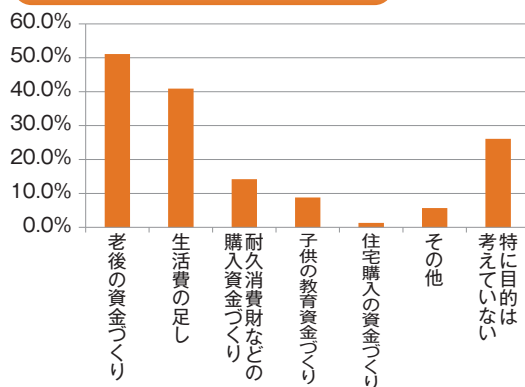
NISAの利用意向



NISA口座での金融商品購入資金 (複数回答)



NISAの利用目的 (複数回答)

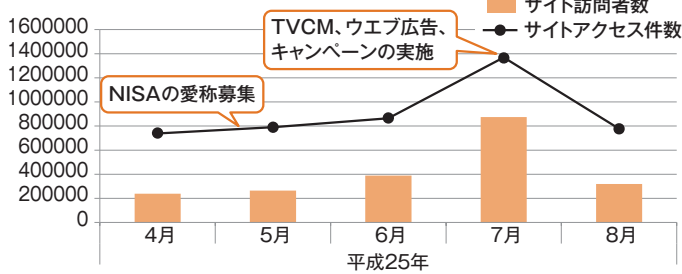


※日本証券業協会の「個人投資家の証券投資に関する意識調査」のデータを元に作成

※調査地域：全国、調査対象：20歳以上の証券保有者、サンプル数：2300 (回収1108)、調査実施：平成25年8月1日～8月12日

日本証券業協会の普及促進活動とその反響

＜サイト訪問者とアクセス件数の推移＞



「剛力彩芽のNISAラクラクWEB」は6月28日から公開。総額213万円が当たるキャンペーンも実施中
URL: <http://www.jsda.or.jp/nisa/>

費財などの購入資金づくり」(14.2%)と続く。

回答者は60歳以上のシニア層が53.1%と半数以上を占めるため、年金不足を投資で補いたいという気持ちが表れているとも考えられる。

このように、制度のスタートに向けて着実に認知度や利用希望者が増加しているが、その背景には証券業界や銀行業界の普及活動がある。

証券業界では日本証券業協会が5億円の拠出を行い、PR活動を実施している。タレントの剛力彩芽さんをイメージキャラクターに起用し、「剛力彩芽のNISAラクラクWEB」サイトで仕組みや利用法の解説を行うとともに、TVCM、新聞広告、ウェブ広告、キャンペーンなどを実施している。各証券会社には、剛力彩芽さんの等身大パネルやポスターなどが配布され、証券業界全体で広報活

動・営業活動等を推進している。

その結果、日本証券業協会のサイトの訪問者やアクセス数がアップし、投資家への認知に役立っている。証券業界では、10月1日の税務署へのNISA口座申請開始時点で128証券会社で322万件の口座申込を見込んでいる。

一方で各証券会社や銀行はキャンペーンの実施を中心に口座獲得活動を行っている。もっとも多いのがキャッシュバックだ。金額は1000円から2000円程度で口座開設に必要な住民票の取得代行サービスを選択できる金融機関も多い。

運用がスタートする平成26年1月以降は、投信の購入時手数料を無料にするなど、投資を行う際にメリットがあるキャンペーンが実施される見込みだ。

おもな金融機関のキャンペーン実施状況

	金融機関名	内容	キャンペーン期間/適用期間
銀行	みずほ銀行	NISA口座開設手続きが完了した人にもれなく1000円プレゼントまたは住民票の取得代行	平成26年1月31日まで
	三井住友銀行	NISA口座開設手続きが完了した人にもれなく2000円プレゼントまたは住民票の取得代行	平成25年12月30日まで
	三菱東京UFJ銀行	NISA口座申込者にもれなく500円プレゼント	平成25年12月30日まで
証券会社	野村証券	NISA口座開設手続きが完了した人にもれなく2000円プレゼント	平成25年12月30日まで
	大和証券	NISA口座開設手続きが完了した人にもれなく2000円プレゼントまたは住民票取得代行+500円プレゼント	平成25年12月30日まで
	SMBC日興証券	NISA口座開設手続きが完了した人にもれなく2000円プレゼント	平成26年3月31日まで

※2013年10月4日時点